

ポイント・特長

① 会員のための互助制度

労山会員の寄付金を基に登山事故に備える互助制度です。「労山基金」の運営は日本勤労者山岳連盟が行います。申込みや交付の申請は所属会・クラブを通じて行います。

② 民間山岳保険より優位性ある「労山基金」

救助・捜索とかけつけ費用、入院・通院補償、海外登山・トレッキングと3つ揃っているのは「労山基金」だけです。しかも断然安いです。

③ 登山口から下山口まで、山行中の事故に交付

「労山基金」は、アプローチを含めた山行中の事故（ハチ・ダニ、急病、地震による傷害もカバー）が交付対象です。

④ 継続加入で、救助・捜索の交付率が加算

救助・捜索の交付率は初年度 400 倍ですが、加入の継続で、年々 10 倍ずつ交付率が加算され、最高 500 倍までの補償が受けられます（海外登山は 400 倍まで）。ココヘリ加入者の救助・捜索の交付率は 1,000 倍補償です。

⑤ 死亡・行方不明、入院・通院にも交付

「労山基金」は、救助・捜索のほか、死亡、行方不明にも対応。入院は 2 日～210 日まで、1 日につき最高 8,000 円、通院は 1 日～50 日まで、1 日につき最高 4,000 円。

⑥ 条件を満たせば 3 倍交付の特典

条件を満たすハイキングの場合には、定められた交付率の 3 倍を交付します。ただし、通常交付の 10 口分を交付の上限額とします。

⑦ 人工壁、海外登山の事故にも適用

人工壁でのトレーニング、海外高所登山の事故にも適用されます。

⑧ 病気にも対応

登山中の急病による事故にも対応します。

◆ 寄付金登録申込

1 口 1,000 円 1 口から任意の口数で登録できます。

基金運営委員会では目安となる口数をハイキング・軽登山は 3 口以上、雪・岩・沢では 5 口以上を、冬期登攀や海外登山などには 10 口を、と呼び掛けています。

◆ 登録期間

1 年間（新規登録の場合は期限月まで）

注：期限月まで 10 ヶ月未満は、1 口を月 100 円で月割り計算します。

◆ 交付内容

● 救助・捜索

初年度、登録金額の 400 倍まで交付（実費）

※継続登録の場合は、1 年ごとに 10 倍ずつ加算し、最高 500 倍までを交付。海外の場合は継続年数にかかわらず 400 倍。

● 入院

事故日から 1 年以内、2 日～210 日の入院に対し、1 日目より入院日数分の所定金額を交付

※右表参照

● 通院

事故発生日から 1 年以内、1 日～50 日の通院に対し、1 日目より通院日数分の所定金額を交付

※右表参照

● 死亡・行方不明

登録金額の 200 倍を交付

◆ 交付例

● 年間 5 口 5,000 円を登録した場合

救助・捜索費用の補償上限額

登録初年度 …………… 2,000,000 円まで

継続 11 年目以降では …………… 2,500,000 円まで

※継続 2 年目から 1 年ごとに 10 倍（50,000 円）加算。
ただし、実費経費の範囲。

● 死亡・行方不明

1,000,000 円（5,000 円 × 200 倍）

● 入院 1 日につき

4,000 円（1 口 800 円 × 5 口）

● 通院 1 日につき

2,000 円（1 口 400 円 × 5 口）

◆ 交付金額 《個人》

ハイキング・軽登山は 3 口以上が目安。

雪・岩・沢では 5 口以上が目安。

冬期登攀や海外登山などには 10 口が目安。

口数	寄付金	入院(日額)	通院(日額)
1口	1,000円	800円	400円
3口	3,000円	2,400円	1,200円
5口	5,000円	4,000円	2,000円
10口	10,000円	8,000円	4,000円

交付金が支払われない場合

※無届山行

※事故一報が事故発生日より 30 日を過ぎた

※交付申請が事故発生日より 1 年を過ぎた

※交通事故および交通機関の事故

事故発生から交付までの流れ

所属する会・クラブに
計画書を提出

海外登山は、
全国連盟海外委員会にも
提出する

事故が
発生
したら

事故一報
(事故日から 30 日以内)

全国連盟に
FAX や
メール等で
事故を通知



▶ QRコードからも通知ができます

事故一報の受理
基金運営委員会が
団体に申請書類を
送付

●入院や通院があった
●救助・捜索費用が発生

交付の申請
(事故日から 1 年以内)

<必要書類>

入・通院の場合は、日数を証明する書類。
団体が受理した山行計画書(写し)など

基金運営
委員会
で
申請を審査

団体に認定書、
交付金の送付

登録のご案内

◆いつでも登録でき、受理日から交付対象です。

◆労山基金に登録を希望される方は、所属する団体の担当者にお申し込みください。

◆不明な点もお尋ねください。

Q & A よくあるご質問

Q 救助・捜索費の範囲は？（下山遅れも含む）

A 民間ヘリのチャーター料や遭対協からの請求費用、地方連盟や当該会の救助隊の実費経費。救助時の借用装備、消耗品の弁済費用、救助隊の日当などが交付対象。

Q 3倍交付特典の5条件とは？

A (1) 標高 2,000m 以下、(2) 標準コースタイム 5 時間以内、(3) 日帰り、(4) 既設登山道、(5) 岩・沢・雪・海外を除くという条件を満たす山行は、定められた額の 3 倍まで交付されます。ただし 10 口分が上限。3 口登録の場合は 9 口分、4 口以上は 10 口分。

Q 海外の高所登山・トレッキングの交付条件は？

A 所属会と全国連盟海外委員会へ山行計画書の提出が必要です。交付内容は入院・通院・死亡が国内山行と同様で、救助捜索は登録額の 400 倍が上限。5,000m 以上の高所登山および、すべてのバリエーション登山等については、基金登録後 1 年以上経過した会員が対象です。

Q 交付申請の期限は？

A 事故日から 1 年です。特別な事情のある場合には、期限内に運営委員会へご連絡ください。1 年を超える入通院は対象外です。

Q 一度登録してから、途中で口数を増やせますか？

A 途中で口数を増やせますが、残りの月数に関わりなく 1 口 1,000 円の計算です。増し口には月割計算の取り扱いはありません。



日本勤労者山岳連盟

労山山岳事故対策基金制度運営委員会

〒162-0814 東京都新宿区新小川町 5-24

☎フリーダイヤル 0120-44-2742

FAX. 03-3235-4324

E-mail : kikin@jwaf.jp



山での遭難やケガに備えるための

労山基金 個人加入の ご案内

「労山山岳事故対策基金（労山基金）」は、会員の寄付による登山中の事故を救済する会員のための互助制度です。救助・捜索やケガ、急病などを対象にしています。国内外を問わず救助・捜索、駆けつけ費用、ケガ・急病、入院などの補償を対象にしています。



みんなが参加し安心と安全の充実を



日本勤労者山岳連盟